

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ: 外国投資者による上場企業への戦略的投資管理について

中国における外国資本の証券市場投資を拡大し、戦略的投資チャネルを活用して資金を引き込む可能性を高め、外国資本による長期投資を促進するため、2024年12月2日から施行される「外国投資家による上場企業への戦略的投資管理方法」が発表されました。本記事では、その主要な内容についてご説明いたします。

概要

今回の改訂では、投資のハードルを以下の五つの側面から引き下げられました:

- 1. 外国自然人による戦略的投資を許可。
- 2. 外国投資家の資産要件を緩和。
- 3. 株式公開買付を戦略的投資方法に加える。
- 4. 定向発行や株式公開買付による戦略的投資において、海外の未上場会社の株式を支払手段として認める。
- 5. 持株比率やロックアップ期間要件を緩和。

適用範囲

外国投資家が上場企業を通じて、定向発行、新株の購入、株式公開買付、または国家の法令に基づくその他の方法で中国 A 株を取得し、中長期的に保有する行為(以下、戦略的投資)。

外国投資家とは、外国の個人、法人、またはその他の組織を指します;上場企業とは中国 A 株上場企業を指します。

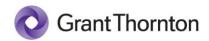
外国投資家の要件

外国投資家は以下の条件を満たさなければなりません:

- 1. 法律に基づき設立・運営されている外国企業またはその他の組織で、財務が健全で信用が良好、豊富な管理経験を有し、健全なガバナンス構造と内部統制システムを有しており、経営行動が規範に則っていること。外国個人は相応のリスク認識能力とリスク負担能力を有していること。
- 2. 実際の資産総額が 5,000 万米ドル以上、または管理する実際の資産総額が 3 億米ドル以上であること。外国投資家が上場企業の過半数株主となる場合、実際の資産総額が 1 億米ドル以上、または管理する実際の資産総額が 5 億米ドル以上であること。
- 3. 過去3年間に国内外で刑事罰や規制機関からの重大な処罰を受けていないこと。法人またはその他の組織が設立されてから3年未満の場合、その設立日から計算する。

外国法人またはその他の組織が、第2項に規定された実際の総資産または管理する実際の総資産の条件を満たしていない場合でも、その完全親会社(前述の主体を完全に所有する外国の自然人、企業またはその他の組織)が前項の条件を満たす場合、戦略的投資を行うことができる。この場合、その完全親会社は、投資行為に対して共同で責任を負うことを誓約するか、外国法人またはその他の組織と契約を結び、責任を共有することとする。資本投資者は約束を行うか、その外国法人またはその他の組織と共同で投資行動に責任を負うことを取り決める必要があります。

外国投資家が自らの海外企業の株式や新たに発行された株式を支払手段として上場企業に戦略的投資を行う場合、以下の条件も満たさなければなりません:海外企業は法律に基づき設立され、登録地に完全な企業法制度を有し、過去3年間に国内外の規制機関から重大な処罰を受けていないこ



と;外国投資家が海外企業の株式を合法的に保有し、転売可能であるか、または合法的に新株を発行していること;中国の証券法、会社法、および国務院、証券監督機関、証券取引所、証券登記決済機関の関連規定を遵守すること。

デューデリジェンスに関する要求

外国投資家が戦略的投資を行う場合、外国投資家と上場企業は、中国で登録された財務顧問機 関、推薦機関、または弁護士事務所(以下、仲介機関)を雇い、デューデリジェンスを実施する 必要があります。

仲介機関の報告

仲介機関は、前述の内容について明確な専門的意見を報告書として出し、その意見を公開する必要があります。仲介機関は、外国投資家およびその一致行動者が上場企業の株式を取得し、保有する株数、持株比率等についてそれぞれ説明する必要があります。

戦略的投資後の株式の譲渡制限

外国投資家が戦略的投資によって取得した中国 A 株は、12 ヶ月間譲渡できません。規定に従わない場合や虚偽の説明などで不正に戦略的投資を行った外国投資家は、条件を満たすまで、および条件を満たした後 12 ヶ月間、取得した株式を譲渡、贈与、質入れすることができません。

戦略的投資の手続き

戦略的投資を通じて、外国投資家は、事前に決定された発行対象者として新株を引き受けるか、 競売によって発行対象者として新株を引き受けることができます。

戦略的投資の手続き詳細

	THINKY I JOB CHI JOM										
ー よ 発	場企業の取締役会に り事前に決定された 行対象者として新株 引き受ける場合	発行対象	式で決定さ 象者として 受ける場合	れた 新株	れる が取 は、	場合(外間 得する機 その上場	tで実施さ 国投資家 k式の割合 B企業の発) 5%以上)	れ が 株 の 上	間付方式 場合(外国 定する上 の取得割 場企業の の 5%以	型投資家 場企業 合は、 発行済	えのそ
1.	上場企業と外国投	1. 上均	易企業の耳	文締役	1.	上場企業	とは、 法令	1.	外国投資	家は法	令
	資家は、定向発行	会	および株主	E総会		および会	会社の定款		に従い、	公開買	付
	契約を締結する;	は、	定向発行	 新株		に従い、	内部手続		報告書の	概要を	作
2.	上場企業の取締役	に	関する決議	養を行		きを実施	宣する;		成する;		
	会は、外国投資家	う	;		2.	転送者と	外国投資	2.	外国投資	家、上	場
	に新株を定向発行	2. 上均	場企業は、	国務		家は、核	未式転送契		企業およ	び関連	者
	する関連決議を行	院記	正券監督榜	銭関お		約を締約	吉する;		は、法令	および	国
	い、本戦略的投資	よで	び証券取引	所の	3.	転送の同	可者は、証		務院証券	監督機	£ 22
	が本規則に規定さ	規定	定に従い、	株式		券取引序	斤に株式転		関、証券	取引所	の
	れた条件を満たす	発行	テの登録手	₽続き		送確認引	₽続きを行		規定に従	い、報	告
	かどうかを開示す	を	実施し、登	發録決		い、証券	於登記決済		や公告の	手続き	を
	る;	定	を取得する	5;		機関に模	k式移転手		実施する	;	
3.	上場企業の株主総	3. 外国	国投資家に	は競売		続きを申	■請する;	3.	外国投資	家は証	:券
	会は、外国投資家	でタ	発行対象者	音とし	4.	外国投資	賢家と上場		取引所に	株式転	送
	に新株を定向発行	てき	央定された	之後、		企業は、	関連規定		確認手続	きを行	:
	する関連決議を行	上块	易企業とタ	国投		に従って	て手続きを		い、証券	登記決	:済
	う ;	資	家は定向系	於行契		完了した	之後、外国		機関に対	して買	付
4.	上場企業は、国務	約	を締結する	5;		投資家書	きたは上場		株式の一	時保管	;
	院証券監督機関お					企業は商	商務主管部		株式転送	決済、	移



	よび証券取引所の	4.	上場企業は、証券	門に投資情報を報		転登録手続きを申
	規定に従い、登録		登記決済機関に対	告する。		請する;
	手続きを実施し、		して株式登記手続		4.	外国投資家は、関
	登録決定を取得す		きを申請する;			連規定に従って手
	る;	5.	上場企業が定向発			続きを完了した
5.	上場企業は、証券		行を完了した後、			後、外国投資家ま
	登記決済機関に対		外国投資家または			たは上場企業は商
	して株式登記手続		上場企業は、商務			務主管部門に投資
	きを申請する;		主管部門に投資情			情報を報告する。
6.	上場企業が定向発		報を報告する。			
	行を完了した後、					
	外国投資家または					
	上場企業は、商務					
	主管部門に投資情					
	報を報告する。					

<u>お見逃しなく!</u>

その他の具体的な内容については、関連法規を参照してください。